

ひょっとして認知症かな?と思ったら

認知症は単なるもの忘れとは違います。認知症にも早期治療で症状を和らげることができるものがあります。きちんと診断して、適切な対応をすることが非常に大切です。(次ページに認知症の相談窓口を掲載しています。)
※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

自分でできる認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
① 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
② 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
③ 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか	1点	2点	3点	4点
④ 今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
⑤ 言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点
⑥ 貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
⑦ 一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
⑧ バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
⑨ 自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
⑩ 電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 **合計点** 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

出典:東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症」(令和6年9月発行)

認知症アプリ

スマートフォンなどで利用できる認知症アプリは、認知症の人ご自身だけでなく、ご家族、支援者の方にも必要な情報を随時更新しています。

認知症の基礎知識や相談窓口情報、認知症予防、認知症サポーター養成講座などのイベント・講座情報などの情報を知ることができますので、ぜひ、ダウンロードしてご利用ください。



ダウンロード

認知症の相談窓口①

認知症強化型地域包括支援センター

認知症の人やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関するさまざまな相談・支援を行っています。

ご相談はお住まいの区の各担当(下記参照)まで。

認知症初期集中支援チーム(愛称:オレンジチーム)

認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービスの導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行います。医師と医療・介護・福祉の専門職からなるチームです。

認知症地域支援推進員

- 若年性認知症に関する相談支援を、大阪市若年性認知症支援コーディネーターと連携して行っています。
- 認知症支援を行う機関の後方支援、地域の認知症ネットワークづくり、認知症の正しい知識の普及・啓発活動を行っています。また、認知症の人がいきいきと地域で暮らすための活動を支援しています。

認知症地域支援コーディネーター

ステップアップ研修の実施や「ちむオレンジサポーター」の支援、「オレンジパートナー」制度の窓口を担っています。詳細は「オレンジサポーター地域活動促進事業」(40ページ)をご参照ください。

認知症強化型地域包括支援センター

相談窓口の開設曜日・時間:月～土曜日(祝日・年末年始除く)9時～17時

区名	設置場所	オレンジチーム 認知症地域支援推進員		認知症地域支援 コーディネーター
		チーム名	電話番号	電話番号
北区	北区大淀地域包括支援センター	北区ハートフルオレンジチーム	4977-6444	4977-6444
都島区	都島区北部地域包括支援センター	都島オレンジチーム	6926-3803	6926-3803
福島区	福島区地域包括支援センター	あいあいオレンジチーム	6454-6334	6454-6330
此花区	此花区南西部地域包括支援センター	このはなオレンジチーム	6462-1087	6462-1087
中央区	中央区北部地域包括支援センター	中央区オレンジチーム	6948-6639	6944-2116
西区	西区地域包括支援センター	西区オレンジチーム	6539-8248	6539-8248
港区	港区南部地域包括支援センター	みなとオレンジチーム	6536-8198	6536-8198
大正区	大正区北部地域包括支援センター	大正区済生会オレンジチーム	6552-4954	6552-4954
天王寺区	天王寺区地域包括支援センター	天王寺区ゆうあいオレンジチーム	6774-3350	6774-3386
浪速区	浪速区地域包括支援センター	浪速区オレンジチーム	6636-6071	6636-6071
西淀川区	西淀川区南西部地域包括支援センター	陽だまり西淀川オレンジチーム	6476-3563	6476-3550
淀川区	淀川区東部地域包括支援センター	淀川区オレンジチーム	6391-3770	6350-7310
東淀川区	東淀川区地域包括支援センター	ほほえみオレンジチーム	7730-0002	6370-7190
東成区	東成区北部地域包括支援センター	東成区オレンジチーム	6747-9811	6747-9811
生野区	生野区地域包括支援センター	おかちやまオレンジチーム	6712-3113	6712-3103
旭区	旭区東部地域包括支援センター	あさひさんさんオレンジチーム	6953-0155	6953-0155
城東区	城東区地域包括支援センター	城東区ゆうゆうオレンジチーム	6936-1101	6936-1101
鶴見区	鶴見区地域包括支援センター	つるりっぴオレンジチーム	6913-9595	6913-7512
阿倍野区	阿倍野区地域包括支援センター	あべのオレンジチーム	6628-1300	6628-1300
住之江区	さきしま地域包括支援センター	さざんかオレンジチーム	6686-0431	6569-6100
住吉区	住吉区地域包括支援センター	住吉るるるオレンジチーム	6115-8605	6692-8803
東住吉区	中野地域包括支援センター	東住吉オレンジチーム	6777-1323	6777-1323
平野区	長吉地域包括支援センター	ひらのオレンジチーム	6777-9030	6777-9030
西成区	玉出地域包括支援センター	にしなりオレンジチーム	6651-6000	6651-6888

認知症の相談窓口②

認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断や診断後支援、身体合併症・認知症の行動・心理症状の急性期治療のほか、認知症に関する専門医療相談を行っています。

類型	医療機関名	住所	電話番号
地域型	大阪市立弘済院附属病院	吹田市古江台6-2-1	6871-8073
	ほくとクリニック病院	大正区三軒家西1-18-7	6554-9707
	大阪公立大学医学部附属病院	阿倍野区旭町1-5-7	6645-2896
連携型	松本診療所	旭区新森5-3-22	6951-1848
	大阪府済生会野江病院	城東区古市1-3-25	6932-0401
	葛本医院	東住吉区北田辺4-11-21	6719-0929

地域包括支援センター(10ページ参照)

各区保健福祉センター 地域保健活動担当

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
北区	6313-9968	天王寺区	6774-9968	城東区	6930-9968
都島区	6882-9968	浪速区	6647-9968	鶴見区	6915-9968
福島区	6464-9968	西淀川区	6478-9968	阿倍野区	6622-9968
此花区	6466-9968	淀川区	6308-9968	住之江区	6682-9968
中央区	6267-9968	東淀川区	4809-9968	住吉区	6694-9968
西区	6532-9968	東成区	6977-9968	東住吉区	4399-9968
港区	6576-9968	生野区	6715-9968	平野区	4302-9968
大正区	4394-9968	旭区	6957-9968	西成区	6659-9968

各区社会福祉協議会(見守り相談室)

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に取り組んでいます。
詳細は「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」(40ページ)をご参照ください。

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
北区	6313-5567	天王寺区	6774-3385	城東区	6936-1131
都島区	6929-8870	浪速区	6636-6027	鶴見区	6913-7070
福島区	6454-6332	西淀川区	4862-6438	阿倍野区	6627-4600
此花区	6462-1224	淀川区	6394-2922	住之江区	6686-2243
中央区	6763-8139	東淀川区	6160-0311	住吉区	4703-5806
西区	6539-5151	東成区	6977-7035	東住吉区	6622-9060
港区	6575-1214	生野区	6712-3101	平野区	6795-2577
大正区	6555-5762	旭区	6957-7301	西成区	4967-4682

その他、認知症の人とその家族を支援する事業

認知症高齢者緊急ショートステイ事業

認知症の人や認知症の疑いがある人を介護する家族等が、次のいずれかの条件に該当する場合、認知症の人を一時的に指定介護福祉施設に受け入れます。

- 利用条件 ①介護者が急病や事故の場合 ②介護者に葬祭等のやむを得ない事情がある場合
③介護者の心身が著しく疲労した状態にあり、適切な介護ができない場合
④独居で、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続できない場合 など

■利用期間 原則として14日以内

■相談窓口 要介護認定を受けている方は、担当のケアマネジャー
要介護認定を受けていない方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

キャラバン・メイト養成研修事業

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成します。

認知症サポーターには、認知症の人やその家族を応援する「証」として、認知症サポーターカードをお渡しします。なお、令和3年4月以降、オレンジリングは有料グッズとなっています。

キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。

■お問い合わせ 大阪市キャラバン・メイト事務局 (TEL 6765-7273)



オレンジサポーター地域活動促進事業

地域で活動を希望する、または活動している認知症サポーターに、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識の習得を目的としたステップアップ研修を実施し、認知症の人や家族を中心に、研修受講者(オレンジサポーター)で構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」の活動を促進しています。

また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー」として登録・周知し、地域における支援活動を促進しています。

■お問い合わせ お住まいの区の認知症地域支援コーディネーター(38ページ参照)



認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症高齢者見守りメール

認知症の人が行方不明になったときに、各区に設置された見守り相談室が、地域の協力者へ発見協力依頼のメールを配信し、早期発見・保護につなげる取組です。行方不明時の手続きがスムーズになるよう、事前登録も行っていきます。

GPS(位置情報探索)機器の貸し出し

行方不明となるおそれのある認知症の人を介護する家族等に、行方不明時に本人の現在位置を確認できるGPS機器を貸し出します。

■お問い合わせ・利用手続き お住まいの区社会福祉協議会(見守り相談室)(39ページ参照)

一般介護予防事業 ～介護サービスを利用する、その前に～

あなたがあなたらしく生きるための「介護予防」を、一緒にはじめませんか。

ご存知ですか？ 介護予防

「介護予防」とは、

- 介護が必要な状態になることを、できる限り予防すること
- もし介護が必要になっても、それ以上悪化しないようにすること です

介護保険法第4条では、国民の努力および義務として、

- **自ら要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持増進に努めること**
- **自身の持っている能力の維持向上に努めること** と定めています。

介護予防は、若い人や元気な人も、要支援・要介護の人も、全ての人にとって不可欠なことです。

介護サービスは、「使わないと損!」というものではなく、「必要な分だけ使う」ことが、自分のため、そして社会全体のためにもなります。

“少し”ためしてみませんか？～少し変われば人生も変わる?!～

介護を必要とする原因は、脳血管疾患や心疾患などの生活習慣病のほか、骨折・転倒や関節疾患、認知症や筋力低下などがあります。これらは、身体や頭を使うことが減って不活発な生活になることで起こりやすく、年齢を重ねるごとに増える傾向にあります。

おっくうだからと身体を動かさなくなったり、外に出なくなったり、面倒だからと食事を抜いたりしていませんか？毎日のちょっとしたことが、心身の衰えにつながります。

加齢による衰えを完全に避けることはできません。しかし、不活発からくる衰えは、自分の気持ちしだいであることができます。今日から“少しだけ”歩く、“少しだけ”栄養バランスに気を使う生活をしてみませんか。

**少しの変化の積み重ねで、あなたの1年後、10年後が変わります！
何でもかまいません。自分がわくわくすること、できそうなことから始めましょう！**

備えあればフレイルなし!!

みなさんは、“フレイル”という言葉を知っていますか？

病気ではないけれど、年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいいます。フレイルは、何歳からでも、ちょっとした工夫で予防・回復できます。特に高齢者の方は、定期的に外出や会話の機会を持つことで、筋力や免疫力を維持することにつながります。

あなたの好きなこと、興味のあることや得意なことを見つけ、外出やコミュニケーションを通して、介護予防・フレイル予防をすすめていきましょう！

大阪市では、**介護予防やフレイル予防に関する情報**をホームページに掲載しています。



もしかしてフレイルかも？ 次の中に思い当たることはありませんか？



疲れやすくなった



筋力(握力)が落ちた



歩く速度が遅くなった



外出や交流の機会が減った



半年で2kg以上体重が減った

定期的な外出と交流はフレイル予防に効果あり!

どれか1つでも当てはまった方も、そうでない方もフレイル予防をはじめませんか？ 次のページでは、大阪市の介護予防事業についてご紹介しています。



耳の聞こえについて「自分は大丈夫!」と思っていないですか？

1	会話をしているときに聞き返すことがよくある。	<input type="checkbox"/>
2	後ろから呼びかけられると気づかないことがある。	<input type="checkbox"/>
3	聞き間違いが多い。	<input type="checkbox"/>
4	話し声が大きいと言われる。	<input type="checkbox"/>
5	見えないところからの車の接近に気づかない。	<input type="checkbox"/>
6	電子レンジなどの電子音が聞こえない。	<input type="checkbox"/>
7	耳鳴りがある。	<input type="checkbox"/>

出典:一般社団法人 日本補聴器販売店協会 HP

チェックの数を
確認してみましょう!

合計

チェックが1つ以上あって、日常生活でお困りの場合は医療機関へ相談しましょう。

おおさか健活マイレージ「アスマイル」で毎日をもっと楽しく健康に! 65歳以上の方には嬉しい特典つき!

「アスマイル」は、大阪府が提供する府民の健康をサポートする無料の健康アプリです。このアプリは、ご自身の健康活動を記録できるものです。

大阪市内にお住まいの65歳以上の方の場合、令和8年度は、歩数が一定の条件をクリアすること等により、電子マネー等に交換できるポイントが貯まります。



健康のため!交流・つながりづくり! はじめるきっかけはたくさん!

介護予防ポイント事業 ~あなたが好きなことや得意なことを活かしませんか?~

園芸・植木の手入れ・おもちゃの消毒 など

介護保険施設や保育所等での活動を行うと換金できるポイントが貯まります♪

介護予防ポイント事業は、外出の機会を増やし、地域での役割を担っていただくことで生きがいづくりや介護予防につながることを目的としています。

具体的な活動場所や活動内容、登録手続きの方法など詳しくはお問い合わせください!

介護予防ポイント事業に関するお問い合わせは、大阪市社会福祉協議会(TEL 6765-5610)へ

活動者の声

仲間が増えた!

趣味を活かした!

役に立っている満足感がある!



百歳体操

百歳体操は、何歳になっても元気で楽しく生活するための体操です。すべて簡単・安全なので誰でもすぐに始めることができます。

いきいき百歳体操

生活に必要な筋肉を鍛えるための体操

- 週1回でOK!
- 自分の体力に合わせて体操できる!
- 身体にも心にも効果あり!



かみかみ百歳体操

おしゃべりとかむ力を鍛えるための体操

- いつでもどこでもできる!
- 食事やおしゃべりが楽しくなる!
- アンチエイジングの効果もあり!



百歳体操は、大阪市内で700以上のグループがあり、地域の身近な場所で好評開催中です。

かみかみ百歳体操を一緒に行っているグループもあります。

地域の会館等で、住民の方々が中心となって運営しているグループがほとんどです。1人だと続けられなくても、仲間がいると楽しく続けられますよ。

体操をきっかけに近所に知り合いが増えることで、地域のつながりが強くなり、見守りや助け合いの活動にもつながっています。

※詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター(地域保健活動担当)(39ページ参照)へご相談ください。

な かま と に こ に こ わ ら っ て 元 気 塾 (介護予防教室)

- 専門家による体操や栄養、お口のお話など、日常生活や介護予防に役立つ情報が得られます!
- 音楽や手工芸などの活動を通じて、地域の仲間と語り、こころとからだの元気を高めます!
- 月に1回、地域の身近な場所で開催しています!

開催場所

地域の会館、高齢者の施設など

問合せ先

福祉局地域包括ケア推進課
(電話 6208-9957)

いつまでも充実した生活を送るために

自分らしい生活を実現するためには、介護サービスをどのように利用すると良いのでしょうか?

Aさんのケース

Aさん(75歳)は近所を散歩中に骨折してしまい、2か月安静にしていました。骨折は治りましたが、安静中に筋力が低下し、一人で歩いて外出できず、買い物に行けなくなりました。

パターン①

再び一人で買い物に行けるよう、ヘルパーさんから支援を受けながら、自分でできる掃除や食事の準備は自分で行い、リハビリも積極的に取り組みました。

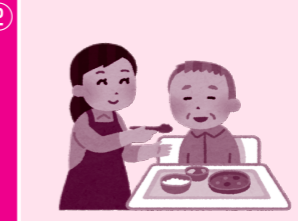
その結果、再び長い距離を歩けるようになりました。以前のように一人で買い物に行き、いきいき百歳体操にも参加し、以前よりも元気です。



パターン②

買い物などの支援だけでなく、掃除や食事の準備など困りごとは、何でもヘルパーさんをお願いしました。また、動くのが億劫になり、リハビリにも消極的でした。

自分でできていたこともできなくなり、全身の筋力や機能が衰えて、さらに状態が悪化しました。



パターン①のように、介護サービスを利用しつつ、元気になるため、できることは自分でやろうと考えて行動することは、自宅で元気に生活することにつながります。



大阪市の取り組みについて

大阪市では「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を開催しています。会議では、医師やリハビリの専門職から助言をもらいながら、どのようなサービスを組み合わせれば在宅での元気な生活につながるかを検討します。

後日、担当する介護支援専門員からご利用者本人へ、会議で出た助言や意見を説明し、これからも充実した生活を送るため、サービスの組み合わせについて一緒に考えます。



※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課へ
TEL 6208-8060

その他の高齢者サービス

1.緊急通報システム事業

急病等の緊急時に対応するため、緊急通報装置を貸与し、受信センターが24時間体制で通報を受信し、緊急時に適切な対応を行うとともに、日常生活に関する健康相談に対応します。

対象者:65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、1日のうち8時間程度1人となる65歳以上の方など
費用:前年(1月~6月までの申請は前々年)所得税課税世帯は、月額使用料が必要です。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

2.日常生活用具給付事業

自宅に適当な用具を有しない在宅高齢者の方に各種の日常生活用具を給付します。

対象者：65歳以上で、次に定める種目ごとの要件を満たす方

●給付(本市が契約した業者の商品を給付します)

※低所得とは、所得税非課税をいう。

種目	台数		要件
自動消火器	1台	・居室用または台所用のいずれか1つ	低所得で65歳以上の要介護1から5の高齢者及び防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
電磁調理器	1台		防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

3.介護用品支給事業

在宅で介護が必要な方を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

支給品目：紙おむつ(フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ)、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋、介護用スプーン・フォーク、介護用箸、差し込み式便器、差し込み式尿器、防水シーツ、口腔ケア用品、食事前エプロン、消臭剤、とろみ剤

支給方法：支給決定後に、介護用品と引換可能な給付券(1枚あたり6,500円相当・年間最大12枚)と支給品目が記載されたカタログを交付します。カタログの中から選んだ、必要な介護用品を支給します。

対象者：要介護4、5または要介護3で「排尿」か「排便」が全介助の方を介護する市内にお住まいの家族の方

※ただし、要介護者の世帯・介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)

4.高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うとき、関連する工事であるが支給対象とならない部分について、その費用を給付します。

対象者：大阪市内に住所を有し、介護保険料段階が第1～6段階であり、要支援または要介護の認定を受けた高齢者のいる世帯

※給付額は給付対象工事に要した費用(消費税を含む)か次の表の「給付基準額」のどちらか低い金額に支給率を乗じた額になります。(給付は、1世帯につき1回に限る)

介護保険料段階	給付基準額	支給率
第1段階 生活保護受給世帯 支援給付対象世帯	30万円	10/10
第1～4段階 市民税非課税世帯	30万円	9/10
第5～6段階 対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯	5万円	
第7段階以上 対象となる高齢者本人が市民税課税	対象外	対象外

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

5.生活支援型食事サービス事業

心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

対象者：要支援または要介護の認定を受けた方で、心身の障がい及び傷病等の理由により食事の確保が困難で、ひとり暮らし等で配食による安否確認が必要な方

費用：1食あたり 668円以内

(ただし、低所得世帯の方に対しては、軽減される制度があります。)

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

6.家族介護支援事業

ご家庭で高齢者を介護している家族の方々を対象に介護や認知症等に関する知識を学ぶための研修会等を開催しています。また、介護負担の軽減やリフレッシュを図るための家族介護者同士の交流会等を行っています。

※お問い合わせはお住まいの地域を担当する地域包括支援センター(10ページ参照)へ

7.家族介護慰労金支給事業

介護保険を利用せず、在宅で介護が必要な方を介護している家族の方に対し、慰労するとともに介護保険制度の利用促進を図ることを目的に慰労金を支給します。

対象者：要介護度4又は5の方を、1年以上介護保険のサービスを受けずに介護している家族(年間で7日間以内の短期入所(ショートステイ)の利用は認められます。)

※ただし、市民税課税世帯は対象となりません。

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

8.在日外国人給付金

在日外国人などの方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し支給します。

対象者：次のいずれかに該当する方で、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格のなかった方

①大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前から平成24年(2012年)7月8日まで日本国内で外国人登録を行っていた方で、同月9日以降引き続き住民登録され、現在大阪府で住民登録を行っている方

②大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年(1982年)1月1日以降に日本国籍を取得し、現在大阪府で住民登録を行っている方

※ただし、上記に該当される場合でも生活保護を受給されている場合など対象にならないことがあります。

支給額：月額10,000円

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

9.高齢者ケア付住宅

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、手すりの設置、段差の解消など、安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡などの在宅支援を行うライフサポートアドバイザー(生活援助員)が配置された住宅です。

対象者：①単身者向け住宅…60歳以上の方

②世帯向け住宅…60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯

※①、②ともに自立して生活できる方

費用：家賃とは別に家賃区分に応じ、最高月額4,900円の費用負担が必要です。

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

※R6年度以降は新規募集しておりません。

10.高齢者見守り付住宅

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、扉の開閉や家電の使用状況をセンサー反応等から自動で異常を検知することが可能な見守り機器を設置し、機器が異常を検知した場合、緊急連絡先に通報する機能を備えた住宅です。(注)

対象者：①単身者向け住宅…60歳以上の方

②世帯向け住宅…60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯

※①、②ともに自立して生活できる方

費用：家賃とは別に所得税課税世帯は月額2,398円の費用負担が必要です。

(注)大阪府が委託する見守り機器や緊急通報システム機器の事業者が変わった場合には、機器や利用料等の変更が見込まれます。

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

11.高齢者福祉住宅

毎年5月頃、市営住宅の一部を高齢者福祉住宅として優先募集しています。

対象者：市営住宅の申込み資格のある60歳以上の単身の方、又は次の親族と同居しようとする世帯

- ①配偶者
- ②18歳未満の児童
- ③身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳(認定カード)のいずれかの手帳所持者もしくは同程度の障がいがある方、又は戦傷病者手帳の所持者
- ④60歳以上の方

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

12.成年後見制度利用支援(成年後見に係る審判請求)

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

制度の利用には親族等から家庭裁判所への申立てが必要ですが、身寄りがいないなどで申立てができない場合は大阪市が申立てを行い、家庭裁判所が弁護士などの第三者を後見人等に選任します。

※お問い合わせは大阪家庭裁判所(☎ 6943-5872)・お住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

13.あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。

対象者：認知症等で判断能力が十分ではない方のうちサービスを利用する意思がある方

費用：訪問による金銭管理サービス 1回あたり900円

通帳・証書類の預りサービス 月額250円

※低所得者の方には減額・免除制度があります。

※お問い合わせはお住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)(49ページ③参照)へ

14.敬老優待乗車証

長年にわたり大阪市の発展に貢献された高齢者に対して、敬意を表し、いきがづくりや社会参加の促進を図るため、オオサカメトロが運行する地下鉄(夢洲駅での乗降含む)・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円でご利用いただける敬老優待乗車証を交付します。

対象者：大阪市内に住所を有する70歳以上の方

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

15.ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集)

本市がごみを収集している世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、申し出により、ご家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。

また、ご希望により、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、環境事業センターから通報するサービスも行っています。

対象者：ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者の居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方

費用：無料

※お問い合わせはお住まいの区を管轄する環境事業センターへ

名称	電話番号	所轄行政区	名称	電話番号	所轄行政区
東北環境事業センター	6323-3511	北区・都島区・淀川区・東淀川区	西部環境事業センター	6552-0901	西区・港区・大正区
城北環境事業センター	6913-3960	旭区・城東区・鶴見区	東部環境事業センター	6751-5311	東成区・生野区
西北環境事業センター	6477-1621	福島区・此花区・西淀川区	西南環境事業センター	6685-1271	住之江区・住吉区
中部環境事業センター	6714-6411	天王寺区・東住吉区	南部環境事業センター	6661-5450	阿倍野区・西成区
中部環境事業センター出張所	6567-0750	中央区・浪速区	東南環境事業センター	6700-1750	平野区

※8:00~16:30(日・年始除く)

16.自動通話録音機の無償貸与

特殊詐欺の犯行手口として最初に用いられる手段は、自宅の固定電話に電話をかけることが多く、犯人からの電話接触を極力なくすることができる「自動通話録音機」が特殊詐欺被害防止に有効です。

本市では、固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で貸与します。

対象者：市内在住の高齢者(65歳以上)の方を含む世帯等(1世帯1台まで)

費用：無料

※機器の電源にかかる電気料金は、自己負担となります。

※「自動通話録音機」と「緊急通報システム(固定型)」を併用すると、それぞれの機器が正常に稼働しない可能性がありますので、「緊急通報システム(固定型)」を継続してご利用される場合は、「自動通話録音機」の貸与はできません。

なお、緊急通報システムをご利用いただきながら「自動通話録音機」の貸与をご希望される場合は、現在ご利用されている緊急通報システムを「固定型」から「携帯型」に機種変更することで、「自動通話録音機」のご利用が可能となります。

詳しくは、お住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へお問い合わせください。

※「自動通話録音機」のお問い合わせは市民局地域安全担当(TEL6208-7317)またはお住まいの区の区役所の防犯担当へ

●各区役所の防犯担当

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
北区	6313-9734	天王寺区	6774-9899	城東区	6930-9787
都島区	6882-9975	浪速区	6647-9979	鶴見区	6915-9159
福島区	6464-9734	西淀川区	6478-9897	阿倍野区	6622-9787
此花区	6466-9504	淀川区	6308-9734	住之江区	6682-9975
中央区	6267-9841	東淀川区	4809-9819	住吉区	6694-9984
西区	6532-9972	東成区	6977-9734	東住吉区	4399-9970
港区	6576-9743	生野区	6715-9012	平野区	4302-9734
大正区	4394-9954	旭区	6957-9915	西成区	6659-9734

お問い合わせ先

①各区役所の介護保険の窓口

北区 ▶ TEL 6313-9859 FAX 6313-9905	東淀川区 ▶ TEL 4809-9859 FAX 6327-2840
都島区 ▶ TEL 6882-9859 FAX 6352-4584	東成区 ▶ TEL 6977-9859 FAX 6972-2781
福島区 ▶ TEL 6464-9859 FAX 6462-4854	生野区 ▶ TEL 6715-9859 FAX 6715-9967
此花区 ▶ TEL 6466-9859 FAX 6462-2942	旭区 ▶ TEL 6957-9859 FAX 6954-9183
中央区 ▶ TEL 6267-9859 FAX 6264-8285	城東区 ▶ TEL 6930-9859 FAX 050-3535-8688
西区 ▶ TEL 6532-9859 FAX 6538-7319	鶴見区 ▶ TEL 6915-9859 FAX 6913-6237
港区 ▶ TEL 6576-9859 FAX 6572-9514	阿倍野区 ▶ TEL 6622-9859 FAX 6621-1412
大正区 ▶ TEL 4394-9859 FAX 6553-1986	住之江区 ▶ TEL 6682-9859 FAX 6686-2039
天王寺区 ▶ TEL 6774-9859 FAX 6772-4906	住吉区 ▶ TEL 6694-9859 FAX 6694-9692
浪速区 ▶ TEL 6647-9859 FAX 6644-1937	東住吉区 ▶ TEL 4399-9859 FAX 6629-4580
西淀川区 ▶ TEL 6478-9859 FAX 6478-9989	平野区 ▶ TEL 4302-9859 FAX 4302-9943
淀川区 ▶ TEL 6308-9859 FAX 6885-0537	西成区 ▶ TEL 6659-9859 FAX 6659-9468

②各区役所の保健福祉課（保健福祉センター）

北区 ▶ TEL 6313-9498 FAX 6313-9905	東淀川区 ▶ TEL 4809-9855 FAX 6327-2840
都島区 ▶ TEL 6882-9857 FAX 6352-4584	東成区 ▶ TEL 6977-9859 FAX 6972-2781
福島区 ▶ TEL 6464-9857 FAX 6462-4854	生野区 ▶ TEL 6715-9857 FAX 6715-9967
此花区 ▶ TEL 6466-9859 FAX 6462-2942	旭区 ▶ TEL 6957-9857 FAX 6954-9183
中央区 ▶ TEL 6267-9857 FAX 6264-8285	城東区 ▶ TEL 6930-9857 FAX 050-3535-8688
西区 ▶ TEL 6532-9857 FAX 6538-7319	鶴見区 ▶ TEL 6915-9859 FAX 6913-6237
港区 ▶ TEL 6576-9857 FAX 6572-9514	阿倍野区 ▶ TEL 6622-9857 FAX 6629-1349
大正区 ▶ TEL 4394-9859 FAX 6553-1986	住之江区 ▶ TEL 6682-9859 FAX 6686-2039
天王寺区 ▶ TEL 6774-9857 FAX 6772-4906	住吉区 ▶ TEL 6694-9859 FAX 6694-9692
浪速区 ▶ TEL 6647-9859 FAX 6644-1937	東住吉区 ▶ TEL 4399-9857 FAX 6629-4580
西淀川区 ▶ TEL 6478-9857 FAX 6478-9989	平野区 ▶ TEL 4302-9857 FAX 4302-9943
淀川区 ▶ TEL 6308-9857 FAX 6885-0537	西成区 ▶ TEL 6659-9857 FAX 6659-9468

③各区社会福祉協議会

開館時間 月～金9時～19時、土9時～17時30分（祝日・年末年始除く）

北区 ▶ TEL 6313-5566 FAX 6313-2921	東淀川区 ▶ TEL 6370-1630 FAX 6370-7330
都島区 ▶ TEL 6929-9500 FAX 6929-9504	東成区 ▶ TEL 6977-7031 FAX 6977-7038
福島区 ▶ TEL 6454-6330 FAX 6454-6331	生野区 ▶ TEL 6712-3101 FAX 6712-3001
此花区 ▶ TEL 6462-1224 FAX 6462-1984	旭区 ▶ TEL 6957-2200 FAX 6957-7282
中央区 ▶ TEL 6763-8139 FAX 6763-8151	城東区 ▶ TEL 6936-1153 FAX 6936-1154
西区 ▶ TEL 6539-8075 FAX 6539-8073	鶴見区 ▶ TEL 6913-7070 FAX 6913-7676
港区 ▶ TEL 6575-1212 FAX 6575-1025	阿倍野区 ▶ TEL 6628-1212 FAX 6628-9393
大正区 ▶ TEL 6555-7575 FAX 6555-0687	住之江区 ▶ TEL 6686-2234 FAX 6686-0400
天王寺区 ▶ TEL 6774-3377 FAX 6774-3399	住吉区 ▶ TEL 6607-8181 FAX 6692-8813
浪速区 ▶ TEL 6636-6027 FAX 6636-6028	東住吉区 ▶ TEL 6622-6611 FAX 6622-8973
西淀川区 ▶ TEL 6478-2941 FAX 6478-2945	平野区 ▶ TEL 6795-2525 FAX 6795-2929
淀川区 ▶ TEL 6394-2900 FAX 6394-2978	西成区 ▶ TEL 6656-0080 FAX 6656-0668

◆介護保険サービス等に関する一般相談・専門相談、申し立てによるあっせん、調停など

おおさか介護サービス相談センター TEL 6766-3800

◆介護保険サービスの内容に関する苦情相談および苦情申立について

大阪府国民健康保険団体連合会 TEL 6949-5418

◆介護事業者の指定・指導に関すること

福祉局介護保険課指定・指導グループ TEL 6241-6310
FAX 6241-6608

◆要介護・要支援認定申請に関すること

大阪市認定事務センター TEL 4392-1700
FAX 4392-1710

◆契約トラブルなど、消費生活に関するご相談

大阪市消費者センター TEL 6614-0999

◆高齢者虐待に関する相談・通報等

(1)高齢者に対する養護者による虐待に関する相談・通報等

お住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)または、
お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(10ページ参照)へ

(2)高齢者に対する養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報等

福祉局介護保険課指定・指導グループ TEL 6241-6310

※閉庁時等の(1)(2)に関する通報は、下記の大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットラインへ

◆大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン

TEL 6206-3725 FAX 6206-3706

【受付時間】

休日：24時間対応(土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日)
夜間：平日の午後5時から翌朝9時

◆保健福祉全般に関するご相談

お住まいの区の区役所の保健福祉課(49ページ②参照)へ

大阪市ホームページ

アドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/>

【介護保険に関する情報の検索方法】

トップページ⇒暮らし⇒(各種メニュー)健康・医療・福祉⇒高齢者の方へ⇒介護保険(制度情報を掲載)
トップページ⇒産業・ビジネス⇒(各種メニュー)介護保険(事業者情報を掲載)

介護サービス事業者の詳しい情報(基本情報・運営情報)が公表されています。

●介護サービス情報公表システムで

検索

大阪府の介護保険情報(統計・調査資料、事業者情報、介護保険審査会など)が詳しく掲載されています。

●大阪府ホームページ アドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp>

トップページ⇒分類から探す⇒健康・福祉⇒高齢者福祉⇒介護保険